

業態転換事業に関する補助金について

1 概要

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、飲食物のテイクアウトや商品のネット販売など営業継続可能な業態への転換を図る飲食業・小売業・サービス業者に対して、初期投資等に要する費用の一部を補助します。

地元業者への優先発注をお願いします。(努力義務)

2 対象者

市内で飲食業・小売業・サービス業を営む中小企業者



3 補助対象経費

新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けていると認められ、新たな業態へ転換する事業に関する印刷製本費、広告料、委託料、使用料、工事請負費、消耗品費、備品購入費

新たな業態は新型コロナウイルスの感染拡大を助長しないものに限り、

消費税相当額は含みません。

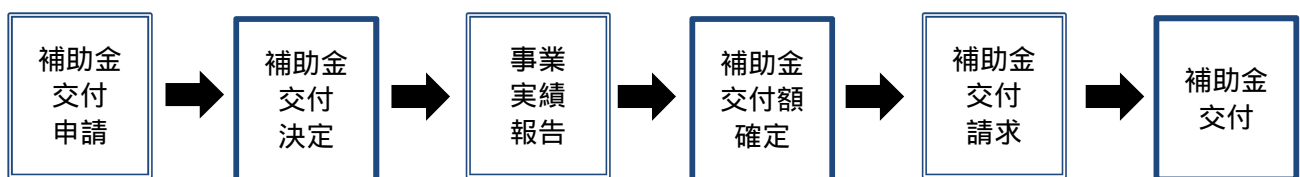
令和2年2月27日に遡及して適用します。

例) 店内飲食	テイクアウト・ドライブスルー販売・ネット販売などに要する経費
青果店	農産物の詰め合わせのデリバリー販売などに要する経費
酒屋	地酒・ワインのネット販売などに要する経費

4 補助率・金額について

要した費用の2/3を補助(1事業者当たり上限20万円)

5 事業の流れ



…事業者の方の手續 …市の手続

6 お問い合わせ

下関市役所産業振興部産業振興課 〒750 0006 下関市南部町 21 - 19

TEL:083-231-1220 / FAX:083 235 0910

